

神奈川県 の 給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

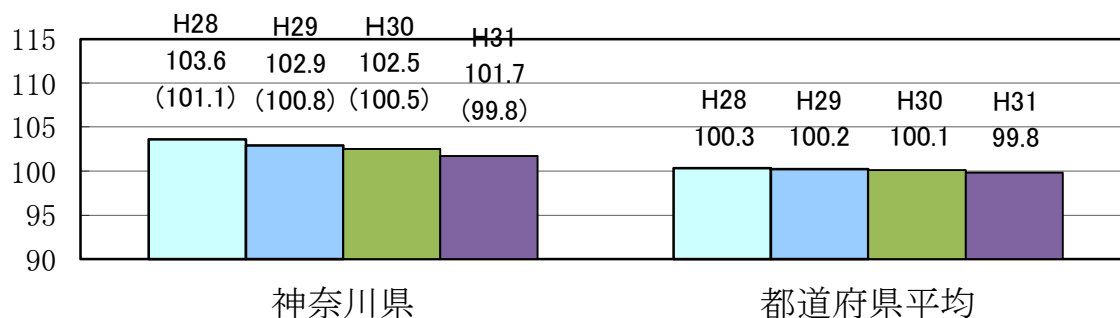
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の 人件費率
30年度	人 9,181,625	千円 1,842,004,886	千円 4,592,238	千円 514,025,044	% 27.9	% 26.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円
30年度	人 50,451	千円 211,629,110	千円 71,071,320	千円 89,786,000	千円 372,486,430	千円 7,383	千円 7,182

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【理由】
 ③県内の民間給与水準が高いため及び学歴にとらわれない高卒者等の登用を行っているため

【改善の見込み】
 公民給与の較差を解消するため人事委員会勧告を尊重しつつ、見直しも含めた適正な給与制度の運用に努めていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
31年度	395,545円	395,105円	+440 (0.11%)	0.11%	0.11%	0.09%

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
31年度	4.50月	4.45月	0.05月	0.05月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

【実施内容】
地域間、世代間の給与配分の適正化などを図る国の給与制度の総合的見直しを踏まえた給料表水準の引下げ。(平成27年4月1日実施)
○ 行政職給料表(1)の水準を平均2.37%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準14.16%に対し、神奈川県においても12.0%を支給。
(実施時期) 平成27年度より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は10.0%、給与改定後は平成27年4月に遡及し10.6%、平成28年4月1日から11.5%、平成29年4月1日から11.8%、平成30年4月1日から11.9%、平成31年4月1日から12.0%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	(平成31年度) 令和元年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による 支給割合	10.8%	11.64%	13.0%	14.2%	14.12%	14.16%	14.16%
神奈川県の 支給割合	10.0%	10.0%	10.6%	11.5%	11.8%	11.9%	12.0%

③その他の見直し内容

- 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
- 単身赴任手当について、国と同様に支給額を引き上げ。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	43.3 歳	330,103 円	432,347 円	389,999 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
都道府県平均	42.9 歳	325,365 円	412,987 円	368,214 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	56.2 歳	243 人	345,076 円	419,138 円	396,127 円
うち 学校技能職	59.0 歳	53 人	343,491 円	404,562 円	391,247 円
うち 庁舎技能職	55.7 歳	39 人	357,805 円	423,678 円	411,983 円
うち 電話交換職	55.0 歳	26 人	368,744 円	427,390 円	417,879 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円
都道府県平均	53.3 歳	197 人	322,644 円	378,703 円	355,577 円

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		C/D
	公務員（C）	民間（D）	
神奈川県	—	—	—
うち 学校技能職	6,409,353 円	2,883,400 円	2.22
うち 庁舎技能職	6,967,703 円	2,883,400 円	2.42
うち 電話交換職	7,019,779 円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成28～30年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	43.8 歳	352,486 円	444,026 円
都道府県平均	44.8 歳	374,301 円	438,678 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	40.4 歳	342,462 円	419,980 円
都道府県平均	42.7 歳	358,882 円	416,270 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	38.3 歳	322,676 円	489,610 円	382,188 円
国	41.4 歳	318,875 円	—	376,765 円
都道府県平均	38.4 歳	321,712 円	461,961 円	370,144 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分		神 奈 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	209,776 円	総合職(旧I種) 207,424 円 一般職(旧II種) 202,384 円
	高 校 卒	171,360 円	一般職(旧III種) 166,432 円
技能職	高 校 卒	168,784 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	234,304 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	234,304 円	—
	短 大 卒	209,104 円	—
警 察 職	大 学 卒	243,040 円	226,240 円
	高 校 卒	205,408 円	191,744 円

- (注) 1 職員の初任給は、地域手当(給料の12.0%)を加算している。
 2 国の職員の初任給は、地域手当が12.0%支給される地域に勤務した場合の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

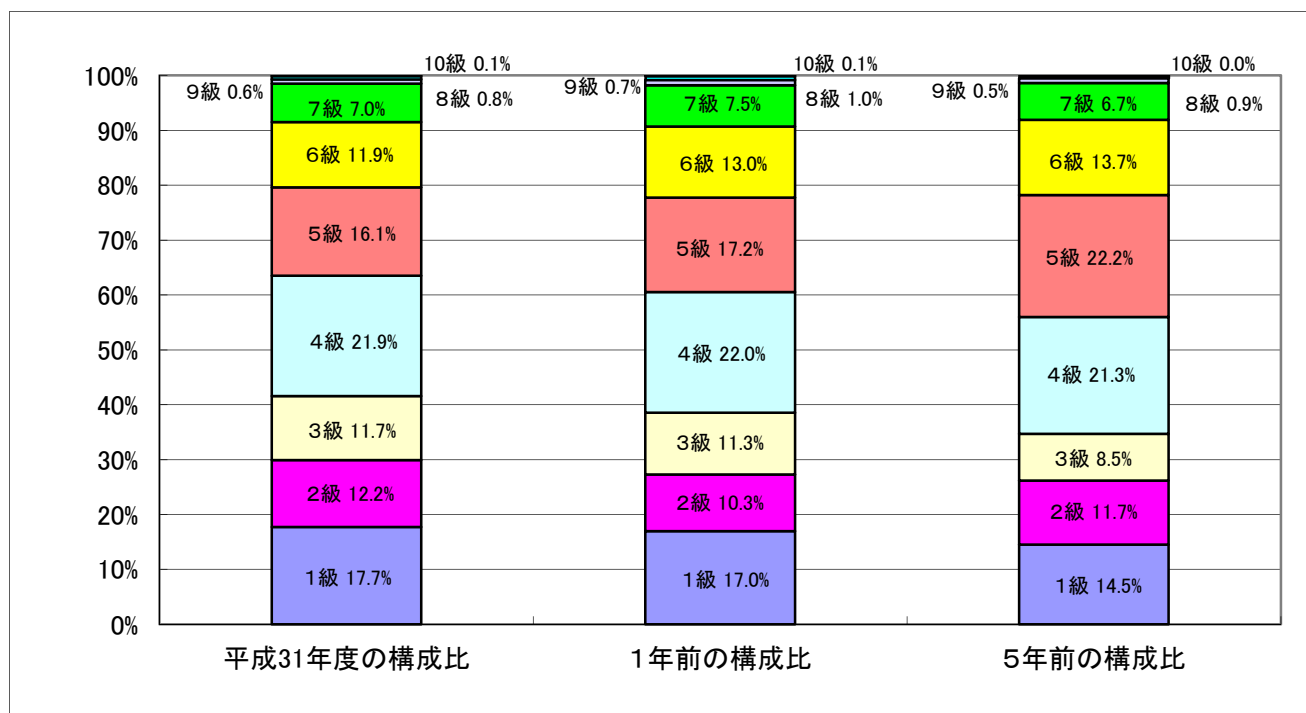
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,143 円	369,449 円	392,321 円	412,663 円
	高 校 卒	229,629 円	294,468 円	353,547 円	388,130 円
技能職	高 校 卒	—	—	361,400 円	375,922 円
高等学校教育職	大 学 卒	316,436 円	386,405 円	410,208 円	429,618 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	316,905 円	392,270 円	415,016 円	430,417 円
	短 大 卒	292,410 円	376,726 円	405,090 円	420,796 円
警 察 職	大 学 卒	284,952 円	382,315 円	412,818 円	424,386 円
	高 校 卒	259,588 円	341,932 円	390,550 円	403,441 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

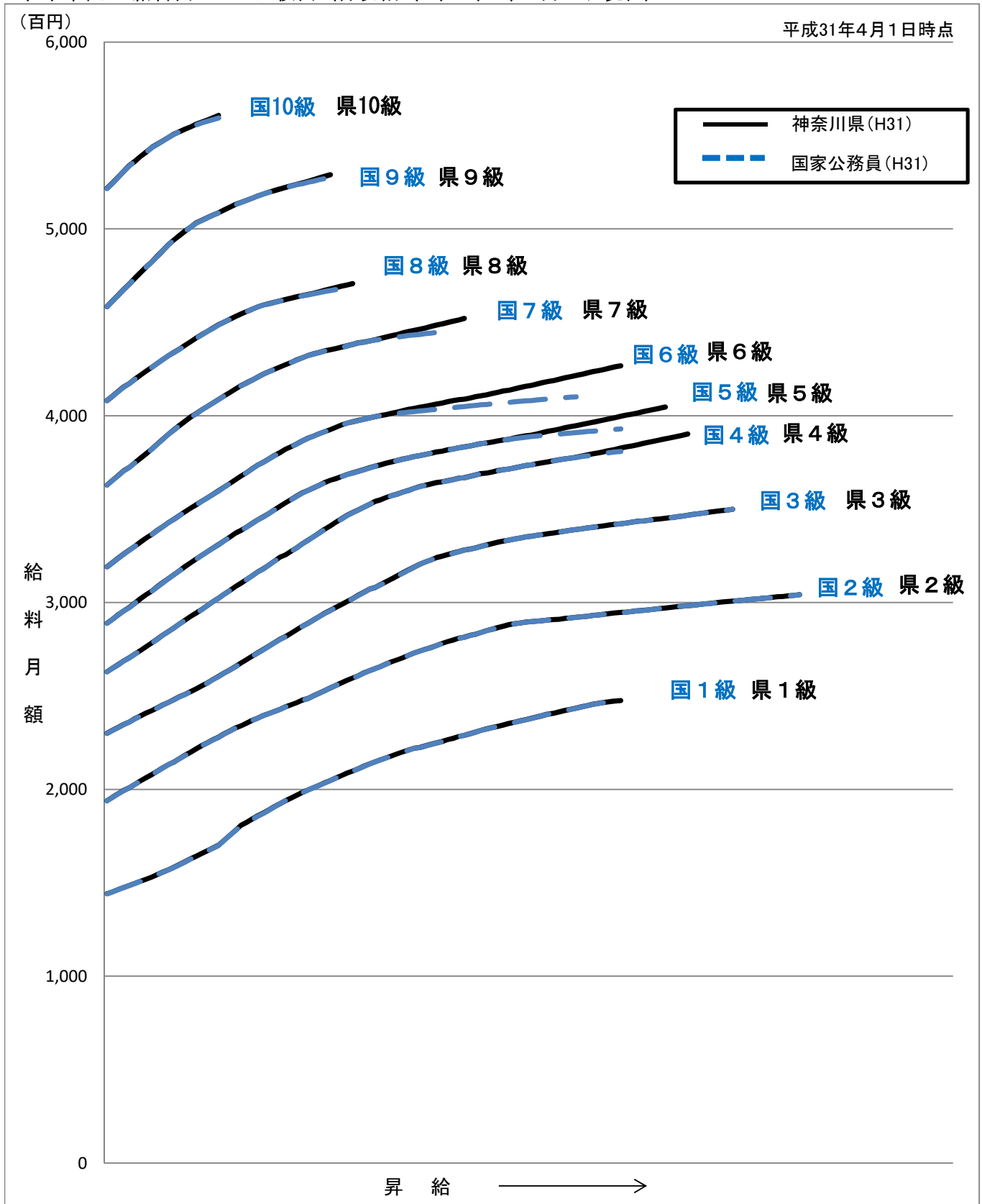
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区分	基準となるべき職務	職員数（人）	構成比（%）	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
10級	理事・職務の複雑、困難及び責任の度が極めて高い出先機関の長	5	0.1	521,700	560,800
9級	局長又は副局長・会計管理者・本庁の事務局長又は副事務局長・職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い出先機関の長	48	0.6	458,400	529,000
8級	本庁の部長・職務の複雑、困難及び責任の度が高い出先機関の長・職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い出先機関の副所長	69	0.8	408,100	470,700
7級	本庁の課長又は副課長・出先機関の長又は副所長・職務の複雑、困難及び責任の度が高い出先機関の課長	578	7.0	362,900	452,100
6級	グループリーダー・職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い出先機関の課長	983	11.9	319,200	426,700
5級	副主任又は副技幹	1,328	16.1	288,900	404,700
4級	主査	1,805	21.9	263,000	390,200
3級	主任主事又は主任技師	967	11.7	230,000	350,000
2級	高度の知識経験を必要とする主事又は技師	1,007	12.2	194,000	304,200
1級	主事又は技師	1,454	17.7	144,100	247,600

(注) 1 神奈川県等の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 基準となるべき職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（神奈川県）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神奈川県				国			
1人当たり平均支給額（30年度）				-			
1,754 千円							
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.85 月分		2.60 月分		1.85 月分	
(1.45) 月分		(0.90) 月分		(1.45) 月分		(0.90) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
職務段階別加算		5 ~ 20 %		職務段階別加算		5 ~ 20 %	
管理職加算		10 ~ 20 %		管理職加算		10 ~ 25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（神奈川県）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用時期予定				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

神奈川県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,612 千円	22,777 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		26,179,525 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		502,554 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
横浜市・川崎市・厚木市	24,737 人	12.0 %	16.0 %
鎌倉市・逗子市	1,838 人	12.0 %	15.0 %
相模原市・藤沢市・海老名市・座間市	7,908 人	12.0 %	12.0 %
横須賀市・平塚市・小田原市・茅ヶ崎市・大和市・伊勢原市	12,843 人	12.0 %	10.0 %
三浦市・秦野市・綾瀬市・葉山町・大磯町・二宮町	3,285 人	12.0 %	6.0 %
その他の県内市町村	2,018 人	12.0 %	0.0 %
平均支給率		12.0 %	12.66 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		4,177,439 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		188,666 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)		44.6 %		
手当の種類 (手当数)		23種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税の賦課、徴収に従事する職員	県税の賦課、徴収の業務	180,836千円	日額400円 ～1,250円
保健福祉業務等従事手当	社会福祉に関する機関等に勤務する職員	入所者等の生活指導又は介助、要保護者に対する相談、指導、調査、判定等困難な業務	36,402千円	日額230円 ～980円
	がん・疾病対策課に勤務する職員	精神障害者の診察の立会い、入院保護その他精神障害者に接して行う業務		日額290円
社会福祉施設等業務手当	社会福祉施設等に勤務する職員	入所者の生活指導等困難な業務	280,184千円	月額12,000円 ～70,500円
感染症等接触手当	職員	感染症等の病原体を有し、もしくは有する疑いのある人に接する業務	87千円	日額290円、 350円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
病理細菌検査手当	衛生研究所に勤務する職員	病理細菌検査に関する業務	10,604千円	月額19,200円 ～48,400円
家畜等取扱手当	食肉衛生検査所等に勤務する職員又は動物愛護センターの職員	と畜検査に関する業務又は捕獲した野犬等の飼養管理の業務等	27,805千円	月額10,700円 ～35,300円 日額230円 ～1,770円
	畜産技術センターの職員	と殺又は解体等の業務		
有害毒薬物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	3,568千円	日額400円 (常時従事) 250円 (常時従事以外)
火薬類取締等業務手当	地域県政総合センター環境部等に勤務する職員	危険物、火薬類、高圧ガス等の取締業務	455千円	日額280円、 330円
麻薬取締業務手当	職員	麻薬取締法による麻薬取締員としての業務	9千円	日額370円
水中等作業手当	職員	橋脚の工事の指揮等、水面下4m以上の深所で行う作業等	559千円	日額250円 ～450円
		潜水器具を着用し潜水して行う作業		時間額310円 ～1,500円
航海業務手当	遠洋区域等を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む職員	航海業務	4,236千円	日額1,070円 ～3,130円
教務手当	総合職業技術校、かながわ農業アカデミー、看護専門学校等における専門学科、実技指導業務等を主として担当する職員	専門学科、実技指導業務等	58,321千円	月額給料月額の 100分の7 日額1,280円 (教務課長等)
	消防学校に勤務する職員	消防訓練の指導の業務		日額400円
危険現場手当	職員	トンネルの築造工事の指揮業務で落盤、出水のおそれのあるもの等	2,106千円	日額270円 ～450円
		圧搾空気内における業務、-20℃以下の冷凍室等における作業		時間額200円 ～1,000円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	544,500千円	1回790円～ 3,550円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受けて従事した業務	1,682千円	1回620円、 1,240円
用地交渉等手当	土木事務所等に勤務する職員	事業に必要な用地の取得等のための特に困難な交渉等	898千円	日額600円、 900円
災害応急作業等手当	土木事務所等に勤務する職員	河川の堤防等において重大な災害が発生した場合に行う巡回監視、応急作業等の業務	20,377千円	日額540円 ～3,360円
	職員	東日本大震災に対処するために帰還困難区域等において行う業務		日額660円 ～6,600円
警察業務手当	警察職員	取締、警戒、警ら業務等	1,032,718千円	日額240円 ～8,000円
	銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出業務を本務とする職員	銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出業務		月額27,700円 ～38,100円
	検視官	検視等の業務		1体2,700円
航空手当	航空機の操縦業務に常時従事する職員	航空機の操縦業務	16,427千円	月額55,300円 ～76,100円
	職員	航空機の整備業務		日額1,050円
	職員	航空機の操縦業務等		時間額1,900円 ～5,100円 (危険業務等に 加算あり)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長、教頭、総括教諭等	非常災害時における幼児、児童又は生徒の保護等の業務や部活動における指導業務に連休日等に従事	1,215,437千円	日額300円 ～7,500円
特別支援学校教員業務手当	特別支援学校において教育に直接従事することを本務とする教育職員	特別支援学校における教育業務	724,942千円	月額14,500円 ～20,900円
練習船等航海業務手当	海洋科学高等学校に勤務する職員	航海業務	12,000千円	日額640円 ～2,990円
漁業実習等特殊業務手当	海洋科学高等学校に勤務する職員	練習船による航海における漁業実習又は操船実習の指導業務に伴う生徒の安全確保の業務等	3,285千円	日額400円、900円 1回2,200円 時間額200円 ～1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	10,926,527 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	230,571 円
支給実績 (29年度決算)	10,795,550 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	227,807 円

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)				
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	異		千円	円				
	配偶者					7,400円	6,500円	5,426,080	276,573
	行(1)7級以下職員等					3,700円	3,500円		
	行(1)8級以上職員等								
	配偶者以外の扶養親族(子)								
	配偶者がいない場合はこのうち1人					15,200円	10,000円		
	上記以外の子(1人目)					10,200円	10,000円		
	(2人目)					11,000円	10,000円		
	(3人目以降)					12,000円	10,000円		
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算					7,000円	5,000円		
配偶者以外の扶養親族(父母等)									
行(1)7級以下職員等	7,000円	6,000円							
行(1)8級以上職員等	3,500円	3,500円							
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円(行政職給料表(1)の場合)	異	俸給の特別調整額 130,300円 ～46,300円	千円 2,345,738	円 1,017,232				
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内(臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	異	国の制度では、科学技術に関する専門的知識を有する職員を対象とするなど支給範囲及び支給額が異なる。	千円 93,634	円 2,229,385				

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅（借家・借間居住者） ○ 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず ○ 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 ○ 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1\text{箇月の家賃額}-23,000\text{円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	①異 ②同	借家・借間居住者の支給限度額 27,000円	千円 4,055,582	円 336,179
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関利用者 ○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給 ただし ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000\text{円} + \frac{\text{運賃等相当額}-45,000\text{円}}{2}$ に支給単位数期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額-300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ② 交通用具使用者 ・ 片道2km未満…支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	①異 ②同 ③同	①交通機関等利用者 1箇月当たりの限度額が55,000円	千円 6,884,244	円 155,488
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 21,582	円 415,038
へき地手当	へき地学校に勤務する職員、へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給（平成29年4月～対象学校なし） （給料月額+給料の調整額+教職調整額+扶養手当） $\times 8/100 \sim 16/100$ （ $\times 4/100 \dots$ へき地に準ずる学校）	※関係法令に基づいて 県で支給		千円 0	円 0
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給。ただし、教育職員等には支給しない。 時間外勤務手当等基礎額×休日勤務時間数×135/100	同		千円 5,478,636	円 1,816,524

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100	同		千円 2,334,372	円 317,645
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(医師等)の宿日直勤務 1回6,400円～11,700円	異	1回4,200円 1回5,100円～ 20,000円	千円 1,833,459	円 254,966
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 82,709	円 540,578
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日(基準日)に寒冷地に在勤する職員に支給。ただし、休職者等は除く。 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
義務教育等特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に支給 各給料表の級号給に応じた定額を支給	※関係法令に基づいて 県で支給		千円 1,541,588	円 67,046
定時制通信教育手当	定時制課程(夜間課程のみ)を置く高校、通信教育を行う高校勤務の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の実習助手に支給 定時制課程 月額34,000円 管理職手当受給者 月額27,000円 通信制課程 月額17,000円 管理職手当受給者 月額13,000円	※関係法令に基づいて 県で支給		千円 194,954	円 368,359
産業教育手当	農業、水産、工業に関する課程を置く高校で、実習を伴うこれらに関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の実習助手に支給 級号給に応じた定額を支給	※関係法令に基づいて 県で支給		千円 176,866	円 334,710
農林漁業普及指導手当	農業普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員で支給要件に該当する職員で1箇月のうち、普及指導員の職務を行った日が勤務を要する日の1/2以上となる場合に支給。ただし、管理職手当受給者には支給しない。 給料月額×8/100	※関係法令に基づいて 県で支給		千円 27,756	円 408,179
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧又は復興計画の作成等のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて 県で支給		千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	国民の保護のための措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて 県で支給		千円 0	円 0

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
任期付研究員業績手当	12月1日(基準日)に在職する任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,450,000 円	() 円	
	副 知 事	1,160,000 円	() 円	
報酬	議 長	1,200,000 円	() 円	
	副 議 長	1,080,000 円	() 円	
	議 員	970,000 円	() 円	
期末手当	知 事	(30年度支給割合)		
	副 知 事	3.35 月分		
退職手当	議 長	(30年度支給割合)		
	副 議 長	4.45 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×60/100	41,760,000円	任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×45/100	25,056,000円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

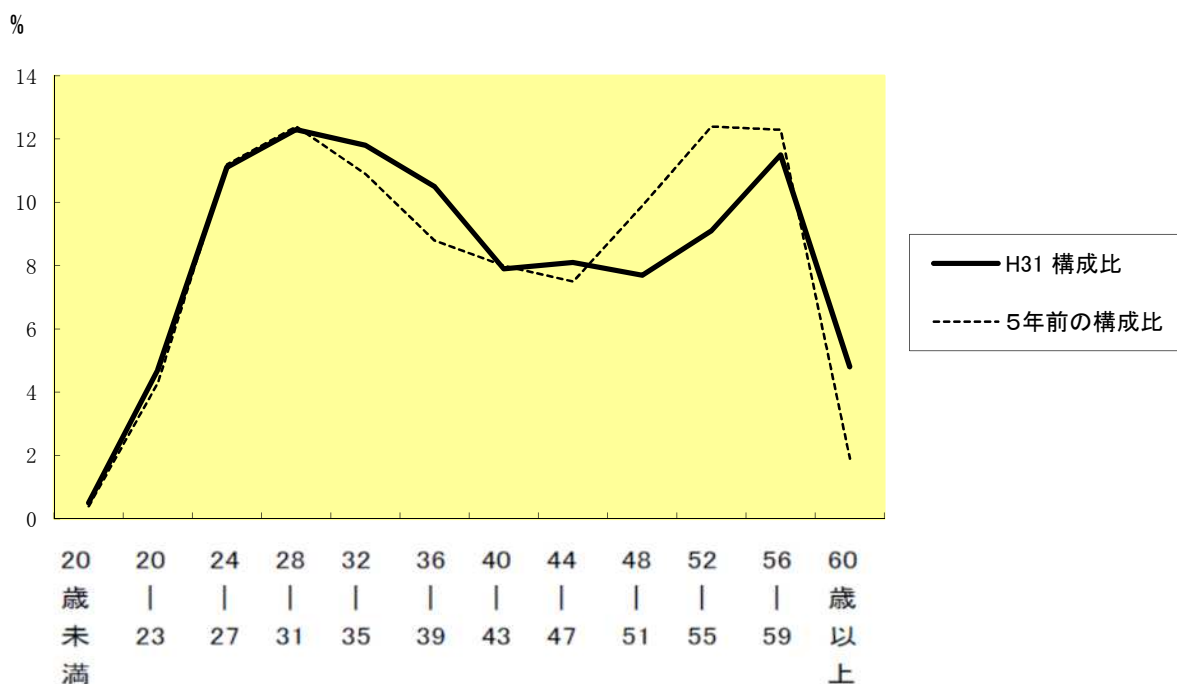
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	議 会	70	72	+2	欠員補充等
	総務企画	1,583	1,629	+46	オリンピック・パラリンピック業務対応等
	税 務	762	771	+9	臨時職員の増等
	民 生	1,032	1,089	+57	児童虐待対応の体制強化等
	衛 生	1,228	1,272	+44	動物愛護の企画体制強化等
	労 働	315	341	+26	臨時職員の増等
	農林水産	741	777	+36	任期付被災地派遣の増等
	商 工	308	314	+6	太陽光発電導入拡大の推進等
	土 木	1,230	1,218	▲12	任期付被災地派遣の減等
	計	7,269	7,483	+214	(参考：人口10万当たり職員数81.5人)
	教 育 部 門	25,119	27,833	+2,714	臨時職員の増等
	警 察 部 門	17,220	17,319	+99	欠員補充等
	小 計	49,608	52,635	+3,027	(参考：人口10万当たり職員数573.3)
公 営 会 計 部 門	水 道	686	690	+4	臨時職員の増等
	下 水 道	78	77	▲1	欠員不補充
	そ の 他	283	278	▲5	欠員不補充
	小 計	1,047	1,045	▲2	
合 計		50,655 [55,029]	53,680 [55,121]	+3,025 [92]	(参考：人口10万当たり職員数584.6人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 277	人 2,517	人 5,964	人 6,605	人 6,324	人 5,618	人 4,237	人 4,359	人 4,138	人 4,872	人 6,186	人 2,583	人 53,680

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部 門 別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	7,073	7,132	7,173	7,168	7,269	7,483	410 (5.8%)
教 育	48,721	48,722	48,918	25,298	25,119	27,833	▲20,888 (▲42.9%)
警 察	16,962	17,155	17,280	17,207	17,220	17,319	357 (2.1%)
消 防	-	-	-	-	-	-	- -
普通会計計	72,756	73,009	73,371	49,673	49,608	52,635	▲20,121 (▲27.7%)
公営企業等会計計	998	1,001	1,022	1,025	1,047	1,045	47 (4.7%)
総合計	73,754	74,010	74,393	50,698	50,655	53,680	▲20,074 (▲27.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 49,410,293	千円 6,301,490	千円 5,593,348	% 11.3	% 10.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,931
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 682	千円 2,719,318	千円 913,649	千円 1,199,054	千円 4,832,021	千円 7,085	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (31年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.5 歳	377,026 円	572,511 円
団体平均	43.6 歳	363,687 円	576,360 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,774 千円		1人当たり平均支給額 (30年度) 1,754 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %	

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,513 千円	22,127 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		339,610 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		501,640 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内全市町村	12.0 %	682 人	12.0 %

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		18,748 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		55,799 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)		49.6 %		
手当の種類 (手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道施設危険作業手当	企業局水道部計画課、企業局水道部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	11,030千円	日額500円
有害毒薬物等取扱手当	寒川浄水場、谷ヶ原浄水場又は水道水質センターに勤務する職員	特に危険性を有する薬品、放射性物質もしくは人体に有害な微生物を取り扱う業務	1,874千円	日額400円 (常時従事) 250円 (常時従事以外)
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	587千円	日額500円 (荒天時750円)
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	4,830千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	4千円	1回620円～1,240円
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒態勢に伴う業務等	0千円	日額500円 (荒天時750円～1,000円)

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	236,518 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	374 千円
支給実績 (29年度決算)	242,770 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	384 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		千円 82,786	円 291,500	
	配偶者					
	行(1)7級以下職員等					7,400円
	行(1)8級以上職員等					3,700円
	配偶者以外の扶養親族 (子)					
	配偶者がいない場合はこのうち1人					15,200円
	上記以外の子 (1人目)					10,200円
	(2人目)					11,000円
	(3人目以降)					12,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算					7,000円
配偶者以外の扶養親族 (父母等)						
行(1)7級以下職員等	7,000円					
行(1)8級以上職員等	3,500円					

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 48,153	円 1,070,064
初任給 調整 手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居 手当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず ○1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1\text{箇月の家賃額} - 23,000\text{円}$ 2 に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 52,713	円 340,085
通勤 手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関利用者 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000\text{円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000\text{円}}{2}$ に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ② 交通用具使用者 ・片道2km未満…支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 114,507	円 175,355
単身 赴任 手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 19,744	円 263,260

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
宿日直 手 当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員 特別 勤 務 手 当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は 緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務 した場合、災害の対処その他の臨時又は緊急の必要により週休 日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 98	円 19,600
特定任 期付職 員業 績手 当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に 顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(2) 電気事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
30年度	千円 7,282,022	千円 899,420	千円 1,483,062	% 20.4	% 20.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 151	千円 634,917	千円 233,286	千円 292,758	千円 1,160,961	千円 7,688	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.2 歳	406,216 円	617,435 円
団体平均	44.7 歳	366,662 円	583,120 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,948 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,754 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,513 千円	22,114 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	80,263 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	531,546 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内全市町村	12.0 %	149 人	12.0 %

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	4,215 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	50,783 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	55.0 %			
手当の種類 (手当数)	6種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	189千円	日額500円 (荒天時750円)
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	2,627千円	日額500円 (荒天時750円~1,000円)
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の点検、修理又は操作の作業	25千円	日額1,000円~2,600円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	1,341千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	22千円	1回620円~1,240円
水道施設危険作業手当	企業局水道部計画課、企業局水道部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	0千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	56,996 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	416 千円
支給実績 (29年度決算)	54,347 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	406 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 行(1)7級以下職員等 7,400円 行(1)8級以上職員等 3,700円 配偶者以外の扶養親族(子) 配偶者がいない場合はこのうち1人 15,200円 上記以外の子(1人目) 10,200円 (2人目) 11,000円 (3人目以降) 12,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 行(1)7級以下職員等 7,000円 行(1)8級以上職員等 3,500円	同		千円 24,944	円 307,954
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性 に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 14,377	円 1,026,960
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充 について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定め るものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える 家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず ○1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ $\frac{\quad}{2}$ に11,000円を加算 した額を支給。 ただし、支給限度月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		千円 12,594	円 331,415
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住 居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関利用者 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算 出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額) を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1箇月の運賃等相当額-300円に支給単位期間の 月数を乗じた額を支給 ② 交通用具使用者 ・片道2km未満…支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円ま でを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支 給 ・片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤 手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算 出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期 間の月数を乗じた額を支給	同		千円 33,885	円 224,406

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 (30年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 5,679	円 270,443
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、災害の対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 75	円 25,000
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(3) 公営企業資金等運用事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 657,069	千円 930,417	千円 201,870	% 30.7	% 24.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 20	千円 85,593	千円 29,597	千円 39,403	千円 154,593	千円 7,730	千円 7,304

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.6 歳	415,076 円	646,677 円
団体平均	43.4 歳	389,769 円	605,310 円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（30年度）		1人当たり平均支給額（30年度）	
1,932 千円		1,754 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,513 千円	22,114 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		10,469 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		523,435 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内全市町村	12.0 %	20 人	12.0 %

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	- %

(注) 支給人員が極めて少ないため、個人情報保護の観点から、詳細は割愛する。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	7,705 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	428 千円
支給実績 (29年度決算)	8,056 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	448 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 行(1)7級以下職員等 7,400円 行(1)8級以上職員等 3,700円 配偶者以外の扶養親族(子) 配偶者がいない場合はこのうち1人 15,200円 上記以外の子(1人目) 10,200円 (2人目) 11,000円 (3人目以降) 12,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 行(1)7級以下職員等 7,000円 行(1)8級以上職員等 3,500円	同		千円 2,266	円 283,311
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 2,449	円 1,224,738
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず ○1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 1箇月の家賃額－23,000円 2 に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 2,262	円 323,104

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>① 交通機関利用者 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額)を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 45,000円 + $\frac{\text{運賃等相当額} - 45,000\text{円}}{2}$ に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>② 交通用具使用者 ・片道2km未満…支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給</p> <p>③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 4,106	円 205,324
単身赴手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 30,000円</p> <p>職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同		千円 0	円 0
宿日直手当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、災害の対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	<p>12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給</p> <p>給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0

(4) 相模川総合開発共同事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
30年度	1,438,515	0	503,650	35.0	33.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 60	千円 240,549	千円 87,779	千円 105,996	千円 434,324	千円 7,239	千円 6,931

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (31年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.7 歳	375,822 円	575,009 円
団体平均	43.6 歳	363,687 円	576,360 円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,794 千円		1人当たり平均支給額 (30年度) 1,754 千円	
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,513 千円	22,114 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		29,965 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		499,413 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内全市町村	12.0 %	61 人	12.0 %

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		2,189 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		57,613 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		63.3 %		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	98千円	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	945千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の点検、修理又は操作の作業	38千円	日額1,000円～2,600円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	1,119千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	0千円	1回620円～1,240円
水道施設危険作業手当	企業局水道部計画課、企業局水道部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	0千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	21,497 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	384 千円
支給実績（29年度決算）	20,733 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	370 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		千円 6,200	円 238,459	
	配偶者					
	行(1)7級以下職員等					7,400円
	行(1)8級以上職員等					3,700円
	配偶者以外の扶養親族（子）					
	配偶者がいない場合はこのうち1人					15,200円
	上記以外の子（1人目）					10,200円
	（2人目）					11,000円
	（3人目以降）					12,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算					7,000円
配偶者以外の扶養親族（父母等）						
行(1)7級以下職員等	7,000円					
行(1)8級以上職員等	3,500円					

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 4,714	円 1,178,610
初任給 調整 手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居 手当	職員が借り受けた住宅に居住して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず ○1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1\text{箇月の家賃額}-23,000\text{円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 5,142	円 321,378
通勤 手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関利用者 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000\text{円} + \frac{\text{運賃等相当額}-45,000\text{円}}{2}$ に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額-300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ② 交通用具使用者 ・片道2km未満…支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 13,392	円 230,896
単身 赴任 手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 4,550	円 252,784

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、災害の対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 65	円 21,667
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(5) 酒匂川総合開発事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
30年度	千円 1,165,952	千円 0	千円 324,460	% 27.8	% 30.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 39	千円 159,754	千円 53,525	千円 71,708	千円 284,987	千円 7,307	千円 6,931

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.7 歳	379,034 円	578,315 円
団体平均	43.6 歳	363,687 円	576,360 円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,791 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,754 千円	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %	

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,513 千円	22,114 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		20,008 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		500,208 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内全市町村	12.0 %	38 人	12.0 %

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		1,156 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		46,225 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)		62.5 %		
手当の種類 (手当数)		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	76千円	日額500円 (荒天時750円)
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	442千円	日額500円 (荒天時750円~1,000円)
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	546千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	59千円	1回620円~1,240円
水道施設危険作業手当	企業局水道部計画課、企業局水道部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	0千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	11,853 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	312 千円
支給実績 (29年度決算)	12,151 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	328 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 行(1)7級以下職員等 7,400円 行(1)8級以上職員等 3,700円 配偶者以外の扶養親族(子) 配偶者が不在場合はこのうち1人 15,200円 上記以外の子(1人目) 10,200円 (2人目) 11,000円 (3人目以降) 12,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 行(1)7級以下職員等 7,000円 行(1)8級以上職員等 3,500円	同		千円 5,723	円 286,162
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性 に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 2,346	円 1,172,910
初任給 調 整 手 当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充 について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定め るものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住 居 手 当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える 家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず ○1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 1箇月の家賃額-23,000円 2 した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		千円 3,552	円 322,872
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住 居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関利用者 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算 出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額) を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 45,000円+ $\frac{\text{運賃等相当額}-45,000\text{円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1箇月の運賃等相当額-300円に支給単位期間の 月数を乗じた額を支給 ② 交通用具使用者 ・片道2km未満…支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円ま でを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支 給 ・片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤 手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算 出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期 間の月数を乗じた額を支給	同		千円 7,013	円 179,828

手当名	内容及び支給単価 (平成31年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (30年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 1,807	円 164,265
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、災害の対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 35	円 35,000
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0